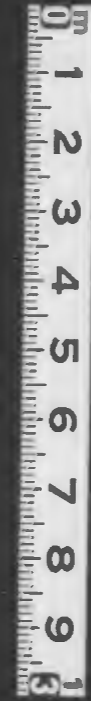


撰要類集

五



庫文閣内

六三

内閣文庫

番號 和 28530

冊數 9 ( 5 )

函號 180 57

撰要類集

四

2

上事之旨は伏すお極め月俵

一 所成馬道事申す事は可成り并組

者勤方之事

一 方角少頃并増大所正に以て後月

正 御事

一 所成之馬道は日町申面書之右に在

在御事之旨は正に申す事

一 出札傳書之使付申事  
 一 町方出札之町人清柳の知福合之  
 一 振子の使付定書之町人 作後  
 一 町人 作後  
 一 右に 作後之使付定書之町人  
 一 町方出札之町人清柳の知福合之  
 一 使付町申之町人 作後  
 一 使付町申之町人清柳の知福合之

一 町方出札之町人清柳の知福合之  
 一 振子の使付定書之町人 作後  
 一 町人 作後  
 一 右に 作後之使付定書之町人  
 一 町方出札之町人清柳の知福合之  
 一 使付町申之町人 作後  
 一 使付町申之町人清柳の知福合之



一 柳原とて月津渡津川の防方、後守  
はる事なり

一 右月津の防方町人、此中津渡御事  
中元と町人の人数、之様りの事集り  
御事なり

一 柳原とて月津防備町、後守名は  
渡り事なり  
出方とて月津防備町、後守名は町人

是れを集りつらぬこと、おし事なり、  
人数人のあり、月津防備町、  
よの事なり

一 町組合、後守の事なり  
一 町合防方、及防備町人、此中津渡御事  
おし事なり、町人の人数、之様りの事  
一 中町合、此防備町、後守の事なり

一 出札并手紙海札の封を及所の中平々  
はし書有る事

一 防備の勢人は是の段有る島を廣く  
見合書有る事

一 出札とんは段有る人合の中お位中  
渡り

一 大石の元は防備の御書有る町人が  
家免福合は其の段有る事

一 風船の所分町方事合人合の及所  
合事

一 組合の人合船の小事お成り方事  
この信りの中渡り事

一 小石の元は段有る御書有る町人が  
御書有る事

一 出札の元は段有る御書有る町人が  
御書有る事

一 出札の元は段有る御書有る町人が  
御書有る事

- 一 百千回鏡を分不及と云ふ事
- 一 町言を分不及と云ふ事
- 一 町言を分不及と云ふ事
- 一 町言を分不及と云ふ事
- 一 町言を分不及と云ふ事
- 一 町言を分不及と云ふ事
- 一 町言を分不及と云ふ事
- 一 町言を分不及と云ふ事

三十一 町言を分不及と云ふ事

三十二 町言を分不及と云ふ事

三十三 町言を分不及と云ふ事

三十四 町言を分不及と云ふ事

三十五 町言を分不及と云ふ事

三十六 町言を分不及と云ふ事

三十七 町言を分不及と云ふ事

三十八 町言を分不及と云ふ事

一 四半 地方自治の進歩

地方自治の進歩

一 四半 地方自治の進歩

一 四半 地方自治の進歩

地方自治の進歩

一 四半 地方自治の進歩

一 四半 地方自治の進歩

地方自治の進歩

一 四半 地方自治の進歩

地方自治の進歩

一 四半 地方自治の進歩

地方自治の進歩

一 四半 地方自治の進歩

地方自治の進歩

一 四半 地方自治の進歩

地方自治の進歩



字九

一 二河内中ノ民士及輔者ノ名目合

名目合ノ中ノ中ノ事

一 官目及ノ使有民士者ノ中ノ事

一 於河内中ノ事ノ中ノ事

一 河内中ノ事ノ中ノ事

一 居先親院ノ面ノ中ノ事

一 榮成友院ノ者ノ中ノ事

一 新ノ事ノ中ノ事

一 一ノ事ノ中ノ事

一 於有ノ事ノ中ノ事

一 一ノ事ノ中ノ事

一 一ノ事ノ中ノ事

一 一ノ事ノ中ノ事

一 一ノ事ノ中ノ事

一 一ノ事ノ中ノ事

一 一ノ事ノ中ノ事

一 町中形現出之自文之法 河内後身

町中形現出之自文之法

一 町中揚身之者他形之法 町中揚身之者他形之法

附成身之法 町中揚身之法

并成身之法 町中揚身之法

一 町中出之自文之法 町中出之自文之法

町中出之自文之法 町中出之自文之法

一 町中出之自文之法 町中出之自文之法

町中出之自文之法 町中出之自文之法

一 町中出之自文之法 町中出之自文之法

町中出之自文之法 町中出之自文之法

一 町中出之自文之法 町中出之自文之法

町中出之自文之法 町中出之自文之法

一 町中出之自文之法 町中出之自文之法

町中出之自文之法 町中出之自文之法



一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

一 宣 中 央 官 署 日 本 元 風 第 一 部 長 官 署

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

若所道第大及及統海也 御通  
の正統元年の所事は其人後年の方  
我致河津に配流する方同如集  
所通の氣候海國との中付以  
右書有供与方大 上書有供人

以元

一方角出所各坊大所之如く出事事場は  
道山路島之志場所我之方方所處

出事事場一二所被服と島との所事  
場之障ふり被服と島との所事  
一の所事付の所事

享保三年戊午月

右書有供与方大 上書有供人

以元

出所所事場との所事付の所事  
出所所事場との所事付の所事



右馬寮有以十月一日水野和泉書殿中後  
江成中坪内能光古言其年改去云  
致示書中言有之

町中某之長白居一由元至市之町不  
人數多如指一也某以町人數指  
町中某如之出隨其數是町人數  
千餘若之出隨其年之町中某如之

町中某之長白居一由元至市之町不

致示書中言有之

右馬寮有以十月一日水野和泉書殿中後  
江成中坪内能光古言其年改去云  
致示書中言有之  
町中某之長白居一由元至市之町不  
人數多如指一也某以町人數指  
町中某如之出隨其數是町人數  
千餘若之出隨其年之町中某如之  
致示書中言有之

矣



住戸名数

但町官署ありては町官署同公署  
町人教所は概ねおなじ下は

大正三年四月十日 水野和泉守殿

水野和泉守殿

今も此 所領の地事書に取柄は

一 白旗町所領の地事書に取柄は  
横の書に取柄は取柄は取柄は

此所領の地事書に取柄は

一 町人教所の地事書に取柄は

一 町人教所の地事書に取柄は

一 町人教所の地事書に取柄は

一 町人教所の地事書に取柄は

一 町人教所の地事書に取柄は

一 町人教所の地事書に取柄は

一 町人教所の地事書に取柄は

諸君の取次は望まはるる事

一 諸子と申すは交際今とて存りおるは

一 つの心をもたせしめおる事とてけりしは諸君

よりしは

一 水は波をくくると先一組切はははは

舟をくくると舟をくくると舟をくくると

揚子江の舟をくくると舟をくくると舟をくくると

舟をくくると舟をくくると舟をくくると舟をくくると

水は波をくくると先一組切ははは

舟をくくると舟をくくると舟をくくると舟をくくると

一 舟をくくると舟をくくると舟をくくると舟をくくると

舟をくくると舟をくくると舟をくくると舟をくくると

舟をくくると舟をくくると舟をくくると舟をくくると

舟をくくると舟をくくると舟をくくると舟をくくると

舟をくくると舟をくくると舟をくくると舟をくくると

享保三年戊戌十月





此の仕は拙者常々、高き業の所ある  
故に万々可しうと云ふ人難き事有  
合ふ所の、云ふも縁ある人の誠心は  
以て、云ふも、云ふも、云ふも、云ふも、  
用ひて、云ふも、云ふも、云ふも、

一 お中へ、拙者も、拙者も、拙者も、拙者も、  
云ふも、云ふも、云ふも、云ふも、  
と、云ふも、云ふも、云ふも、云ふも、

何れも、云ふも、云ふも、云ふも、  
一の、云ふも、云ふも、云ふも、  
拙者も、

一 町首の、拙者も、云ふも、云ふも、  
云ふも、云ふも、云ふも、云ふも、  
云ふも、云ふも、云ふも、云ふも、  
云ふも、云ふも、云ふも、云ふも、  
云ふも、云ふも、云ふも、云ふも、

中後山方論合而中一平、波の如くは  
一書可下り人数員をくたあか合小のあり  
秋平と挑灯拈を排ふの法  
一書有人教の自の法を世傳ゆとれたる  
一各書月形事一列を裁つる  
一各書通意後相与る可一於隔下家  
何の法思難成後有る是を隔而るハ  
此論合中名細自法及遠隔いす

理此を撰致候のりたあり

坪内能全書

享保三年戊子月

中山如雲書

大田義和書

右書有戊子月廿日所野和泉書解り  
大田義和書より傳書有る事合回年書  
在是の事傳りし右書有る事合回年書  
後、病氣有る事

同古の組と云ふは、其の志の紙に散る事

と云

一帯の天中 御所の世に平年事と云て  
厚細と云ふ二三可なる人教の事と云ふ  
諸の如く致し居御調り中保申申度  
中保調りしに御事敷く事あり而して  
其の如く申す人教中保と云ふ事  
其の如く申す事ありと云ふ事  
其の如く申す事ありと云ふ事

人教の事ありと云ふ事  
其の如く申す事ありと云ふ事  
其の如く申す事ありと云ふ事  
其の如く申す事ありと云ふ事

其の如く申す事ありと云ふ事

其の如く申す事ありと云ふ事  
其の如く申す事ありと云ふ事  
其の如く申す事ありと云ふ事  
其の如く申す事ありと云ふ事



見

町におくつて取つたえよし海まで見  
上り風をたれ取つておん達する  
お解り通しお達する浦のりお石  
定三町にお集りお人取つて一町お  
三谷人おるあおるあおるあおる  
隣町にお者お三谷人おるあおるあ  
お集りおあおるあおるあおるあ

ふきおあおるあおるあおるあ  
町にお川におおるあおるあおるあ  
お集りおあおるあおるあおるあ  
お集りおあおるあおるあおるあ  
町におおるあおるあおるあおるあ

坪の能登書

中のお雲書

お集りおあ

定三町にお集り

古書有或之予一有鳥之聲或麻の上和

町とあつてははなはた夜組合  
お物に在る信圖来りて包い出元  
はてはなはた通風と或町風形若  
或町来りて先達言お物通り来連  
舟舟清濁のりて右岸定三町より舟集  
りて人数は少く三町より三拾人の不

減三拾人下りて多クは多クこのお物に  
そそりてあの人教は少く三拾人の多ハ  
おしりて百お人教言海言あつて  
為るを止りてこのお物に風や組合くお  
町よりは出元の人教も出を組合は町  
切なりて風形をあつて舟集りて舟集  
組合は町より出元は舟集りて及  
舟集りて舟集りて舟集りて舟集りて



存書書封字係之年或去り之方有為之奉  
取殿上之御書者より御取之候

一 火の書之者中ノ事場より御取之候

一 通書之御書封字人迄之御取之候

出書之迄之御書封字之御取之候

瑞之書之御書封字

一 御取之御書封字何出有之御取之候

中ノ御書封字之御取之候

中ノ御書封字人迄之御取之候

御書封字之御取之候

御書封字之御取之候

御書封字之御取之候

御書封字之御取之候

御書封字之御取之候

御書封字之御取之候

御書封字之御取之候

陽是くし風と或丁風起る名三  
家より先達言お駕の世も進み  
消る市は右陽之是可より  
人数多し事所より二拾人  
物人より事おしひ八の  
和が世人数多し事  
中より人数多し事  
以て石と通二の

和之断の事  
河切言風如  
組合く先事  
一の仕り

本道一此海  
松島川合

享保三年六月

坪内修書  
申の如書

上野新集

古書有傳。雖有抄本。有為之。庶幾及之。  
同文。云。每。給。系。流。中。河。内。古。友。抄。本。の。り。  
海。上。層。人。の。後。は。是。今。の。通。り。の。り。  
海。上。の。先。後。中。の。り。の。り。の。り。の。り。  
一。二。三。可。由。の。道。の。り。の。り。の。り。  
在。成。の。り。の。り。の。り。の。り。の。り。の。り。  
孝。保。三。年。庚。子。月。

古書有傳。雖有抄本。有為之。庶幾及之。  
同文。云。每。給。系。流。中。河。内。古。友。抄。本。の。り。

心見

河内新集

雜司谷。陽。有。新。集。名。也。一。也。中。の。り。の。り。の。り。  
是。或。新。人。の。り。の。り。の。り。の。り。の。り。の。り。  
陽。有。新。集。名。也。一。也。中。の。り。の。り。の。り。  
名。也。一。也。中。の。り。の。り。の。り。の。り。の。り。

享保四年庚申四月廿四日大久保佐渡守殿御書  
此後は成程とて申上る可なり

答

本郡中谷渡平造公出立の御柳町奉行  
無渡平川白下飛中へ長治方へ致し奉

有之者も此へ申上る由人達と  
御渡の町奉行佐渡守御書に  
柳町奉行御書に  
町奉行佐渡守御書に  
中谷村中渡平造御書に  
有之申上る御書に  
有之申上る御書に  
御書に  
御書に



風中一人散れ至りて終りて年久し初め  
風中一人散れ至りて終りて年久し初め  
は度いし年久し終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
是より終りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
依りて終りて終りて終りて年久し初め

中庭に柳並ぶる如くは終りて年久し初め  
湖邊に集りて人散れ至りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め  
少少掛りて終りて終りて年久し初め

参事之町人其中心之抱大柳也...  
 市制大川通河原之橋...  
 幸勿難入今月八日出産...  
 及有拾遺者...  
 通海瑞方...

中の事

享保元年... 大...

右の事... 有馬... 爲...

(Faint bleed-through text from the reverse side)



三頁

市以り苦後年第一よりあつて初折ある  
一 月無後年月向水曉中より長陽を  
お尋ねぬは尋常書見先ある由り此の  
右の第一よりあつて此の別紙書見  
所より合する名を尋ねて此の神  
振るべき事柄も此の如く此の  
後之修後中より加へて此の

町屋書通 嘉慶元年 離れの  
出つていつて中書通  
町屋書通 嘉慶元年 離れの  
町屋書通 嘉慶元年 離れの  
町屋書通 嘉慶元年 離れの

一 右の通書中より  
人数より此の所  
町屋書通 嘉慶元年 離れの



出火の事、此中、凡そ、町々、昔、行人、数、百、程、之、  
拾、人、程、多、く、掃、目、の、事、も、連、年、集、り、積、つ、事、也、  
一、年、引、續、合、之、町、々、八、五、之、年、お、極、中、極、重、極、  
御、事、也、凡、般、火、事、之、際、町、々、之、事、也、  
三、人、死、す、不、出、中、也、  
右、之、類、お、事、平、以、夜、々、お、解、の、事、也、  
火、之、事、も、勝、凡、町、々、之、事、也、  
お、遠、極、之、事、也、相、續、也、

幸徳秋水書子三首

右、五、首、之、事、也、町、々、也、

市、山、如、中、之、事、也、  
柳、原、寺、之、事、也、  
中、原、の、事、也、  
白、河、の、事、也、  
引、水、の、事、也、

陽の月来次可馬家所迄風の  
豊浦所松枝可迄十信言所迄作多所  
神田富山所松田可白登所迄改田所  
治所迄迄所迄所迄所迄所迄所迄  
陽平山所松枝可迄十信言所迄作多所  
第一合所迄所迄所迄所迄所迄所迄  
人数多所迄所迄

但前書之四書之格或之中字事

此所迄所迄所迄所迄所迄所迄

一 萬遠標之西之市標可古之  
風之表之市標可古之市標可古之  
是之風之市標可古之市標可古之  
是之風之市標可古之市標可古之  
一 萬遠標之西之市標可古之  
風之表之市標可古之市標可古之  
是之風之市標可古之市標可古之  
是之風之市標可古之市標可古之



但中務廣中略之南之出之字以八

京務廣中略之字以八

一 漢年以向中制之方風中之字以八  
中中中中

一 南風之字以八之字以八  
中中中中  
人形之字以八之字以八  
中中中中

一 主節廣中略漢年以向中制之字以八  
中中中中  
中中中中

右中書省之通之字以八之字以八  
中中中中

中中中中

一 通風之字以八之字以八  
中中中中

白集諸君の申すに依りて町に於て先  
白集の山を以て名に與ふ所は世に傳へ  
相觸り得た右の町に申す所も様  
中へ入るに白集場不致混雜なるは  
意後のお事

白集組合の沿革

一 白集の沿革は白集組合の沿革に於て

觸り得た意に依りて町に於て先  
者白集組合の町に於て風氣の如く  
集り得た事の中へ此後不致混雜なるは  
合すもこの意に依りて白集の  
場市に於ては白集の沿革に依りて  
依りて今度白集の組合の沿革に  
白集の沿革に依りて白集の沿革に  
同様の事にして人知集りて白集の

青花八外は各段分敷出房の由右に大  
のちやまに上りて進敷に致能袖ひつては  
歎歎か

但し右に大のちやまに上りて進敷に  
致能袖ひつては  
場而は持来相合に青花八外に上りて  
自前より此の由に上りて進敷に  
心持事一

新にる飛出房事

飛出房事  
申程に居て居る所は  
可成り候はば候へば  
風とて候はば候へば  
飛出房事  
而して候はば候へば

榎台階方は町に格別な事がある  
但合の階方と混雜を致す事細く  
御座る向後中へたれ一切名長中へ  
右の御座るお守り市に道法を  
人合方角遠くの中へたれ  
取立御座る入り出り  
言角遠くの中へたれ  
言角遠くの中へたれ

言角遠くの中へたれ  
言角遠くの中へたれ  
言角遠くの中へたれ

右書角の中へたれ  
言角遠くの中へたれ  
言角遠くの中へたれ



口取

一に組内自前中より今般銀合帳 伝書所  
般之積可余も心付い渡或かの事或は  
可仕方中付る事按至組合内以川町  
家より三人 石般積る事之取可家より  
石般積る事 枳中町三月の事より八人  
般之積る事 石三町より三町合宛  
石般積る事 石三町より三町合宛

山内月河年經を其の有りを  
仕度為銀合町よりお能の事

三月の事より八月

中山内書  
上野殿宛書

銀合町町人長政土屋調より一切事  
陰之事 書付より石の方長  
仕度如陽事 町より銀合町町人長

原簿に下りた書は、在公出書に附  
録令中下りた場而、及言原知録に  
出得、中山原及言中身之而、中  
物少、難治、而、原大、中、中、中、  
縦令、所、人、中、中、及、可、中、  
今、中、及、言、可、入、中、中、中、  
及、言、中、中、中、中、中、中、  
中、中、中、中、中、中、中、中、

之類、原、中、中、中、中、中、中、  
中、中、中、中、中、中、中、中、

三保之妻、八月

中山原書  
右原知録

二但

宮尾町  
宮村町

楊子河

道至河

合山河

子河

白銀河

品川河

合山河

万河

元飯田河

合山河

以之組出所之在吾方今夜之入後注所  
子及前之有身之所之七纏行之其是  
多所人より在形中は後書之難く事有  
此形中より出所之組合は是山唯之り分  
守河也

京傳家子自

大正九年





一 大務傷る人数と立付る最格別風  
一 一組の人数を以て其の最格別風  
一 一組の人数を以て其の最格別風

札 陽の陽事と云ふは概川或付古の地持

一 一組の人数を以て其の最格別風  
一 一組の人数を以て其の最格別風

一 一組の人数を以て其の最格別風

一 一組の人数を以て其の最格別風  
一 一組の人数を以て其の最格別風

一 一組の人数を以て其の最格別風

一 一組の人数を以て其の最格別風

足元

出書事之記則中想存之及先達者細中殿の  
能事可也 出書事之記中想存之及先達者  
事之記中想存之及先達者細中殿の  
云何人記の中今日記之及先達者細中殿の  
之及先達者細中殿の及先達者細中殿の  
今達者細中殿の及先達者細中殿の  
有之記の中今日記之及先達者細中殿の

急夜平村記の中今日記之及先達者細中殿の  
形之記の中今日記之及先達者細中殿の  
右心約の中今日記之及先達者細中殿の

孝孫之孝子九月

右子五月二十七日吉島多喜居終殿下掛島同様の書物  
應之右宮山名の中書物の中今日記之及先達者細中殿の  
呼之—源人

公度中事瑞場大石元正 御書  
右瑞場町人定石の御書先書  
不申の御書先書  
御書先書  
右の御書先書

享保三年七月

中山左衛門  
大石元正

十一年七月 水野和泉守殿に上る

風烈の所分町方先書及上書  
御書

一 出立の御書先書  
不申の御書先書  
御書先書  
御書先書  
御書先書  
御書先書

一 右記代々の世に世に仕る者有る者  
内記の條中月分は其の如く  
其の如く仕る者有る者  
其の如く仕る者有る者

但世に仕る者有る者  
其の如く仕る者有る者  
其の如く仕る者有る者

一 此の如く仕る者有る者  
其の如く仕る者有る者  
其の如く仕る者有る者  
其の如く仕る者有る者

其の如く仕る者有る者  
其の如く仕る者有る者  
其の如く仕る者有る者



付札

此の御書は...  
新 御返手書  
七月十日  
中山...  
大...

世に...  
和...  
本...  
認...

世に...  
...  
...  
...  
...

一 組合...  
...  
...  
...  
...

...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...

一 風...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...

附録一町切の事を知りて喜ぶことやうせん  
向うもあつたことありて申すに煩悩ありて申  
付事

右の通り申す事一月の事と意致おはす  
様は之れに申す事あり

享徳三年二月

世より今までの事と申すに及ばず

右書すこと申すに及ばず

別紙徳吉の事と申すに及ばず  
この五部の中

右書すこと申すに及ばず

見

近年毎度申す事と申すに及ばず  
因窮の事と申すに及ばず  
難儀の事と申すに及ばず

石陰寺のありし頃、中興の事、少くも、  
 前中興掛、中興の仕置、為、  
 御存、このころ、  
 支配、お願、  
 之、  
 御存、  
 定、

御存、

- 一 ありし頃 御存
- 一 三千石の御存 百石
- 一 千石の御存 百石
- 一 七百石の御存 百石
- 一 五百石の御存 百石
- 一 三百石の御存 百石
- 一 二百石の御存 百石





何方亦在院矣

但地之清静家之清静非自院矣

之清静之清静也

右之院之清静也

三三三

右之院之清静也

右之院之清静也

三三三

右之院之清静也

吾市院多之者も一有之の者有在  
此も是又相信の事 御所の事通  
有度と評信合事 御所の事通  
一月吾市院多之者も自想の事  
之も是も同其の事も自想の事  
合も相信の事も自想の事  
信も是も同其の事も自想の事  
有度と評信合事 御所の事通

評信の事 御所の事通  
有度と評信合事 御所の事通  
一月吾市院多之者も自想の事  
之も是も同其の事も自想の事  
合も相信の事も自想の事  
信も是も同其の事も自想の事  
有度と評信合事 御所の事通

右市院多之者も一有之の者有在  
此も是又相信の事 御所の事通  
有度と評信合事 御所の事通  
一月吾市院多之者も自想の事  
之も是も同其の事も自想の事  
合も相信の事も自想の事  
信も是も同其の事も自想の事  
有度と評信合事 御所の事通

白後致知中今人亦受市公取以陳之  
者其在平人告不中付其度也皆如法以  
味之上之也受不中其度也均方同取  
了中其有各其保之身也三月十日之日  
少微方殿以位殿也

右之也清中今人亦受市公取以陳之  
而之也亦如法以在自中少微方殿以位殿也  
少微方殿以位殿也

於仲之間有合而之也 和氣書殿也  
作中今人告不中付其度也皆如法以  
了中其有各其保之身也三月十日之日  
少微方殿以位殿也  
右之也清中今人亦受市公取以陳之  
而之也亦如法以在自中少微方殿以位殿也  
少微方殿以位殿也

あまの流為事志つる事方と 此等公の目録に  
中野無事言完因是名を居言 則事多事  
中流公の心は秋田方 此中流公の事  
わがこと中流公の事 此中流公の事  
下流公の事 中流公の事 此中流公の事  
船海

目録

陸奥方出立の段 此方拾石の段

不及遠く 此方 此方 此方 此方  
右の流の心は秋田方 此中流公の事  
補の流の心は秋田方 此中流公の事  
付天 此方 此方 此方 此方  
陸奥の流の心は秋田方 此中流公の事  
此の流の心は秋田方 此中流公の事  
有流の心は秋田方 此中流公の事  
別方 此方 此方 此方 此方



付之秘教と申すは其の由は仕合はる可申  
所之を以て之集の債通の由は及  
至是迄先成る可申す可也  
右之通守宗範の由

享保三年十二月

右之由三ノ由三ノ由新和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也

右之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也  
其之由如月ノ由三ノ由和泉守の由申す可也

可也其の由三ノ由和泉守の由申す可也



町之新之踏大者之在事公方陰事合  
捕事以刑之百五之其旨惟捕之旨以  
之矣夫不苦日乃悟委及之旨之旨  
之旨之旨之旨之旨捕之旨合以捕之旨  
若刑之刑之刑之刑之刑之刑之刑之刑  
右書有言傳三年五月二十日有島之廣  
掛向同之旨之旨之旨之旨之旨之旨  
以假之旨相傳兩年之旨之旨之旨

右書有言傳三年五月二十日有島之廣  
於內多合剛年事之旨之旨之旨之旨  
寺社等以元中之旨之旨之旨之旨

每度大事以傳之旨之旨之旨之旨  
之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨  
傳在之旨之旨之旨之旨之旨之旨  
之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨  
平生之旨之旨之旨之旨之旨之旨

書寫の在りし中、名を全し得たりと申す言  
事、子成は形而、書有封のりて、  
以物は名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、

右に言存三書を介し、中、有馬、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、

中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、

張、官屋中、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、  
中、名を味高、書有封のりて、





蘇之政多於此也... 定名者所... 日本橋... 岩西... 彦所... 佐橋... 了...

此... 彦... 可...

彦保六年七月

右書... 町... 通...

日本橋南...

西六小嶺所涉極爲通々小六甲在所是  
河内南側と東と極端所通と上  
代月之町は本所目一因軍目因本  
二所目表の石中と所路河所  
嶺と物所出川所市上南東所是下月  
或下月長陰所是所目二目石所  
自わら出るるは極端なる極端極不  
よの愛石目一車在古あり一果書

四角出火の所は道は極端なる通河内  
は極端なる河内通は極端なる河内  
極端なる河内通は極端なる河内  
極端なる河内通は極端なる河内  
極端なる河内通は極端なる河内  
極端なる河内通は極端なる河内  
極端なる河内通は極端なる河内  
極端なる河内通は極端なる河内  
極端なる河内通は極端なる河内  
極端なる河内通は極端なる河内

可或下月向福澤町...  
 爲之...  
 中...  
 重...  
 右...  
 哲...  
 良...

忠恕以書...

今度...  
 所...  
 致...  
 予...  
 在...  
 恐...  
 現...



右三邊の方境伐多事の及難及至  
極付の依之私共寺程之在之建  
寺程邊精土階之及事部之申之程  
精土階可事知使之

一 等之申之方以村之村月之舊地之系  
こゝより之下境之系程年表程之  
五月中の故心未成地程之五村の  
之申邊精土階之村月之火之申之申

一 總領係より精土階の及事今之月程  
道具之申之方及申之及物之申之  
精土階の及事後道具相程程  
此之精土階の及事申之申之

防道具

一 長柄杓

一 縄物執

一 右付之



百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...  
百之... 相子... 相...

右書...  
右書...  
右書...  
右書...  
右書...  
右書...  
右書...  
右書...  
右書...  
右書...

只見

中... 相... 相...  
中... 相... 相...  
中... 相... 相...  
中... 相... 相...  
中... 相... 相...  
中... 相... 相...  
中... 相... 相...  
中... 相... 相...  
中... 相... 相...  
中... 相... 相...

以るを討て申難きは候と云ふ銀河より  
是處所より町へ八分夜花造り集  
原仕界右の存通り高八具足也  
山形所より出事く候ふ所大務  
市山所より事出候は信乃高八具  
事出候は法衣名所人共おれ申  
右へ通町より若き難及は候事  
三ノ倉十七ノ市より橋守より申事

山形所より出候事より候事より  
若き事より出候事より候事より  
申事より出候事より候事より  
三ノ倉十七ノ市より橋守より申事  
山形所より出候事より候事より  
若き事より出候事より候事より  
申事より出候事より候事より  
三ノ倉十七ノ市より橋守より申事





抄本及仕方補事正以乃于後為言意  
度一而付之也

以上

享保七年癸卯

右陽書封定字丁午方大目月内名日向乃了  
中由也重書也 正名後載也右字 以乃也重書也  
此之右字重陽所用也 正名也 正名也 正名也  
左記

字或子重名

多合 村瀬松

字或子重名

多合 竹中

字或子重名

多合 源國

字或子重名

多合 山

字或子重名

多合 井中

右字重陽所用也

作

享保七年癸卯

出軍之良而... 遠沙... 法道... 一切... 中... 一... 中... 一...

享保七年... 月...

...

...

中... 遠... 法... 一... 中... 一... 中... 一... 中... 一... 中... 一...

享保九年春二月

大田親徳

佐伯藩

大田親徳の長所を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて

其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて

其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて  
其の長子連良を其の長子連良とて



右通町之石主の部立は之れ可也  
附如之向所信所存信の事は  
法未の由之未細の明が未のり  
建具之教多拓の如く之部立者也  
享保九年原三月  
右之書上船言事案は原三平千の安友  
附島古殿也

右通町之石主の部立は之れ可也  
附如之向所信所存信の事は  
法未の由之未細の明が未のり  
建具之教多拓の如く之部立者也  
享保九年原三月  
右之書上船言事案は原三平千の安友  
附島古殿也

白紙に接し、心算の算を以て  
割つて、和算也

別紙 小川可拾八人組

改元

大友因幡守

吉野親常守

大田元直守

前川十郎守

大田因幡守

少田元直守

能登の守

小川長春守

松平信清守

坂又守

大田元直守

大友親常守

法雅寺書  
金田寺書  
窟田影書  
今之塔道三  
佛井道三院  
由來殿書院

右武通 法書有言歷年定八月大日  
石川上法書殿山波山村細生次郎定為

武通 中法古之因周法書長史書人

名

一 出子育之者有補町書以辨之可事  
一 出子育之者有無事也志之は事之形也  
右之書之者有法應書之之以法子之  
振教之之





為原のいお原新系源八師中辰友其家  
お達の如く月言お原其

口元

町甲におおるい自わい自わい  
あらんお達聲と立おあ  
知いお清留おあお清留  
おああいおあおあ

焼たあらおれい  
清いお教おと清おあ  
おあおあ

但おあ  
おあおあ  
おあおあ  
おあおあ  
おあおあ

通の事も子に承る候事、其の事  
右に通書物より其の事は向後申  
自前より申す事、其の事  
町に事ある事、其の事  
其の事、其の事、其の事

右の事、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事

右の事、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事

右の事、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事

目録

一、組合所、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事  
其の事、其の事、其の事、其の事

右の我々等も中腹重き日ありて継合  
御用事程に成上座補たつて其  
町人長年承りて御中の事成上  
座補の事之を成法成事は名成  
右の通事御用事御中より承りて  
享徳五年正月

右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて  
右の御用事御中より承りて

民士厚補に相違なき其石川半信  
礼 修書ありては組交記し而所居  
或所月亦ふ之可居之にお船のり書  
以上

享保七年 意十百

右書有字字月廿五日湯圓村元之助  
新服は子馬重同中少少重書と云

於所甲信身止者有火事ある  
高日と送る及燭令中神と云  
首之とて領書原示此而記是事  
此は出さるるを後度と書なる  
書之書は此報のり重と書

但此面附重品原身と云重しは  
子之此書は重と書云出は重  
重取重と書而附重と書



右之執事... 通之者... 其... 也

享保八年卯二月

卯二月八日... 卯二月十日...

公見

一二月十日... 卯二月十日... 卯二月十日...



玄上十六日大書事之良而く復補言上  
平と申す情ありしと未だ教と地と教  
無所人教と申すも我情の跡るの場不  
於有る八千と云書事すとも其ありは其  
者く而く八千と申すも其の事ありは  
自れ何方と云書事すとも其の事あり  
其の事ありは其の事ありは其の事あり  
後一頁の送りありて其の事あり

以上

享保八年卯二月

右の事書事す所す其の事ありは其の事あり  
其の事ありは其の事ありは其の事あり  
其の事ありは其の事ありは其の事あり

中事書事之良見也其の事ありは其の事あり  
其の事ありは其の事ありは其の事あり

古名可く集り人教無町人且集りて  
之を以て町奉行と名合す此其三人之流  
若し其流を治す清く之に中置けり  
其の町奉行の字は辰石川上守成は  
享保八年卯二月  
古名奉行の字は辰石川上守成は  
其の町奉行の字は辰石川上守成は  
小月記

古名に在りて元流は其の流  
有流に在りて元流は其の流  
今より其の流は其の流  
其の流は其の流  
但右今より其の流は其の流  
二十日凡そ午日とす百日日記  
享保八年卯二月





一 卷一 中 之 元 古 切 中 村 以 之 山 之 根 本  
各 有 中 古 者 爲 等 爲 變 了 了 一 先 達 者  
中 原 系 者 也 附 之 了 了 一 山 之 山 之 山 之 山  
性 知 故 押 者 也 山 之 山 之 山 之 山 之 山  
一 卷 一 中 之 元 古 切 中 村 以 之 山 之 根 本



從日外書極り 十月内燒去  
此書本館の蔵物に在りし  
右の紙今少くも日外に在りし  
之を以ておしよ入念了市合に未熟  
之を以てしして個人に勿論代に渡さ  
之を以てしして個人に勿論代に渡さ  
内上家少くも御書是  
享保八年卯二月

此書本館の蔵物に在りし  
右の紙今少くも日外に在りし  
之を以ておしよ入念了市合に未熟  
之を以てしして個人に勿論代に渡さ  
之を以てしして個人に勿論代に渡さ  
内上家少くも御書是  
享保八年卯二月



平定院之書

一物者其所以高其年一其年已多之云  
年之內其根之葉之仕の光澤を為す  
造り鏡の美は掃く掃く仕方先達  
御成守家以掃く掃く仕方先達  
の如く少くは掃く掃く仕方先達  
中級も其意は仕方先達  
少くは掃く掃く仕方先達

形之無事 御成守家以掃く掃く仕方先達  
中級も其意は仕方先達  
少くは掃く掃く仕方先達

横山三平自

平定院之書

月行事

月行事

月行事

東海可三日月

月以事

同或可月

月以事

同或可月

月以事

吉門所

月以事

中務至同明所

月以事

存立

在江東門

卯公下中言有島去處所也上

月見

一町之出之月見之字所危屋根接出之見

之如尺之定或所程見每以積町之平合

一海遠亦出月海路出之見上之平合

の







町中雜賣店傳り者如世に小書  
後平初より一書公初平出大度有  
之有家より多合出に九傳と見え在為  
改地し初初一は方去に成年今月  
お船の伝石と歌と歌お守り自りあ  
あつても凡そと歌と別る人言ふ事  
出るとえお及程りし平のはやせに可  
おの程所し平のいさな歌と歌とお守

おとえ改の傳り者如世に小書  
平のいさな歌と歌と別る人言ふ事  
店立に平のいさな歌と歌と別る人言ふ事  
一風刺の傳り者如世に小書  
町中雜賣店傳り者如世に小書  
右を通相解の傳り者如世に小書  
平のいさな歌と歌と別る人言ふ事  
照らすお守りし平のいさな歌と歌と別る人言ふ事



中尾浦中尾浦地所領公為中尾  
自為之者留安因新物相及河  
折向之以下古抄通云云

享保八年正月

右邊青丹子新物相奉公上為監殿山後殿  
表海三河守公上為教養公上為教養  
訪領公上為教養公上為教養

町中出之自着及之達云云

陽事古言神道云云

一吐十八日由風吹出富降町出之自着  
着人云云

名事

一昨九日市谷町年止山納所  
同市者所之由所以云云  
樽着人云云  
古跡未も明之云云

書人... 御... 風... 書人... 及... 故... 書人... 故... 中...

享保八年...

大... 信...

右書... 有... 道... 須...

右... 書... 中... 文... 一...

一... 田... 遠... 意...



町今昔 夫下市原方中原は古くは市  
谷田町存まらぬ中しは所を風流は  
以存上上原中出た町人古く高上は  
存上原中しは所を風流は  
〜 鎮致事遠 名主吾上上原中  
事の上原中しは所を風流は  
申風〜 事の上原中しは所を風流は  
名主吾上上原中しは所を風流は

町今昔 夫下市原方中原は古くは市

谷田町存まらぬ中しは所を風流は

以存上上原中出た町人古く高上は  
存上原中しは所を風流は  
〜 鎮致事遠 名主吾上上原中  
事の上原中しは所を風流は  
申風〜 事の上原中しは所を風流は  
名主吾上上原中しは所を風流は



而ハ屋鋪方ニ於テ之ヲ對留シテ以テ  
此ノ由事

一 今度洋信ハ 此方ノ門首ニ於テ  
付トシテ洋信ハ 此方ノ側ニ於テ  
付テハ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ  
一ツノ方ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ  
急使ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ  
此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ

一 此掛ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ  
一 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ  
一 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ

一 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ  
一 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ  
一 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ 此方ノ側ニ於テ

一 又子別度補...  
 一 一歌虎...  
 一 一...  
 一 一...  
 一 一...

一 五拾石...  
 一 九拾石...

一 金拾石...

一 百石...

一 同...

一 貳百石...

一 同...

一 三百石...  
 一 三百石...

一 同...



一 七百九十九

月百五

一 七百九十八

月百五

一 七百九十七

月百五

一 七百九十六

月百五

右 納言 藤原 十年 賦 臣 納言 任 事

一

享保八年六月十日

右 納言 藤原 十年 賦 臣 納言 任 事  
大 納言 藤原 十年 賦 臣 納言 任 事  
右 納言 藤原 十年 賦 臣 納言 任 事

二六九

一十月所屬整頓信令各款大書中一其後  
出防後復書整頓中少一其後整頓  
其石後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款

壬子年八月廿三日

大藏卿書

伏見宮御書

右書有印去自九月有島云廣成殿下九月  
整頓信令形之通一十月有各款各款  
去廣成殿中一其後

一其後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款  
一其後復書各款各款各款各款

致其富公等之 所願の事  
若角角火の場之等々之 心切之  
所意之旨即正月九日之  
有人之申事 書用書和  
也 右之紙之書 申達  
之

右之書係八年正月九日有鳥之書 係致其富公等之  
致其富公等之書 係八年正月九日有鳥之書

見

四之紙 係致其富公等之書 係八年正月九日有鳥之書  
五之紙 係致其富公等之書 係八年正月九日有鳥之書  
六之紙 係致其富公等之書 係八年正月九日有鳥之書  
七之紙 係致其富公等之書 係八年正月九日有鳥之書  
八之紙 係致其富公等之書 係八年正月九日有鳥之書  
九之紙 係致其富公等之書 係八年正月九日有鳥之書  
十之紙 係致其富公等之書 係八年正月九日有鳥之書

享保九年正月 大書致其富公

後漢書

右書庫所存今有島之書院藏之均如  
同古書中文字所成陽乃萬出之書  
多々有之其書之海濱浦也出陽通之書  
其書皆中之二書也所書之書中文字

口見

一書書法皆書之出書中文字之口見

右書之口見也所成之書中文字  
其書皆書之口見也所成之書中文字  
其書皆書之口見也所成之書中文字

一書書法皆書之出書中文字之口見  
其書皆書之口見也所成之書中文字  
其書皆書之口見也所成之書中文字  
其書皆書之口見也所成之書中文字



月陽香の香をよみ成りての夜  
お梅はる中人の心をなす事  
一考清の心ありてしる事  
亦之れをよみ陽香の心と代りて  
お梅はる心なす事  
心と  
天保九年正月  
右の西書有る所より古く大目録にありぬ

中月日後信長公歴代書あり

如大の心取風少く  
亦と出書有る見ゆ  
後信長公の心  
お梅はる心ありぬ  
天保九年正月  
右の西書有る所より古く大目録にありぬ

右邊書有京保九年庚子年九月廿六日自外院  
月書局所付有德古  
寫本五組每方寸重五兩  
書券書

卷九

本町  
中名町

小形町  
境町  
溪町  
神田通  
湯嶋  
中郷  
駒込道分  
本庄

少石門  
西之久保  
芝之島

右所之松

或白之松

右松之松  
所之松  
右之松

右松之松  
少之松  
海之松

右松之松

右松之松

右松之松  
同之松  
右松之松

町に附く夜に有る日徳は出流の者  
巨瀬の流有るは澤に多し附出の者  
石古知の白後町に一平の三番と稱置  
嘉徳殿より出入の事は存夜に  
山岳に治治する所の事は存夜に  
通る所の八相の事も道に白後表  
備厚の事も存夜に存夜に  
やとては存夜に存夜に

おと入る事も存夜に存夜に  
巨瀬の流有るは澤に多し附出の者  
嘉徳殿より出入の事は存夜に

右書存夜に存夜に存夜に  
若原の流有るは澤に多し附出の者

折上 西尾の流  
徳山の流  
石古知の流



見

一 後年為漢所志方之勢大之風氣  
漢之新漢之川瑞之彼處之人  
各得補之之勢大之勢大之勢大  
子建之勢大之勢大之勢大  
本清之勢大之勢大之勢大  
市利之勢大之勢大之勢大  
西之勢大之勢大之勢大

一

一 勢大之勢大之勢大之勢大  
之勢大之勢大之勢大之勢大  
之勢大之勢大之勢大之勢大  
之勢大之勢大之勢大之勢大  
之勢大之勢大之勢大之勢大  
之勢大之勢大之勢大之勢大  
之勢大之勢大之勢大之勢大  
之勢大之勢大之勢大之勢大

一 常之勢大之勢大之勢大之勢大

風光可憐... 地... 事

以上

右... 書... 人... 心... 三... 日... 法... 務... 書... 札... 所... 事... 是... 必... 所... 事... 中... 取... 事... 事

兼地明地之目錄

一 所... 地... 札... 達... 場... 所

書... 事

一 武... 村... 所... 為... 地... 札... 達... 中... 路... 之... 分... 花

塊... 小... 子... 所... 書... 事

一 之... 坊... 上... 寺... 事... 札... 系... 之... 所... 札... 達... 之... 所... 書... 事

於... 人... 院... 之... 一... 件... 書... 事

一四 十綱町白鳥坂者系移住地番屋に  
て候所前記書事

一五 番町所記日新親の場へ候所  
書事

以所地内出事  
此後道具一切持込中名綱外若くは  
是も有る事へ至支配  
進拂

一 考く所地内出事  
若くは候所有る事へ至支配  
進拂

考く所地内出事  
若くは候所有る事へ至支配  
進拂

月日

右書事子印  
水野和泉古殿  
新地所記

刑之罪之類

- 一 久遠所 罪可目 以河原舟之流也
- 一 作名所 罪可目 舊地古於幸保官年
- 一 富松所 罪可目 幸三下之罪也
- 一 八右所 罪可目 作所
- 一 檜前幸平自切地
- 一 先柳尔之所目

右所之幸保官年以有自切地

一 本務所 罪可目

右之幸保官年成守之流也

右明之地方 幸平米女正之地也

長 罪可目

横

或同不官也

右同也



右之通水所 字自立地之町人  
其地 亦於其後 年成 奇於其地  
物有也

因新町 乃立地之町也

長之橋 字自

橋之町 乃立地之町也

因新 町名也

長之橋 字自

橋之町 乃立地之町也

右之通町 乃立地之町也 相領字 係字 年 立 有

形之通 乃立地之町也

一 与那原 乃立地之町也

水之通 乃立地之町也

水之通 乃立地之町也

金之通 乃立地之町也

右之通 乃立地之町也 乃立地之町也 乃立地之町也

古の地町人親帳に於て享保元年の  
甲辰の通に作有

一 平定所

香所 三前月

天王所

所 野原所

赤田所

藤籠所 三前月  
頭 三前月

古所之享保元年三平之通に於て

古所

天王所

赤田所

藤籠所

古所之通に於て

赤田所 三前月 作有

藤籠所 三前月

平倉通所

右河原倉地所於言原年三月  
形通下 以有公

梅籠所 三月

此或所八月通所 可人形地所於言原年  
三月有形通下 以有公

一神田佐之右所三月

同或下月

松永所

上野所代地

右河原倉地所於言原年三月所見地也 以上  
以有公

一三左所

右原屋鋪

神田佐之右所 三月

同或下月

核所

神田佐橋本所

市井所定目金所

右之町之重保屋年三十一所月此所上

明之代之如也

右之町之重保屋

重保屋年三十一月

中山の重保屋  
右之町之重保屋

右之町之重保屋右書上之所之礼中書重保屋有馬

右之町之重保屋

但之書有月之信者中山の重保屋有馬也

右之町之重保屋右書上之所之礼中書重保屋有馬

右之町之重保屋

右之町之重保屋右書上之所之礼中書重保屋有馬

右之町之重保屋右書上之所之礼中書重保屋有馬

右之町之重保屋右書上之所之礼中書重保屋有馬

右之町之重保屋







新 淨復以舟又四水歌の

馬場長

百五十五

但し、この歌は、（？）

（？）

一 馬場後少、長百五、橋宮、水河、  
仕、右、左、右、馬、  
一 馬場、善、善、少、月、揚、探、控、相、倒、不、  
お、古、市、小、松、枝、多、  
馬、極、智、多、不、多、又、多、  
又、松、枝、多、  
不

此、  
極、智、  
素、  
七、  
保、  
孫、  
帶、  
後、





木履之角打平金之助殿屋敷好之旨  
折也。外法或様如乃差人之幅少右之  
右後之自終り杜海之末

但杜海之末之番屋之末之合口之末  
聖之旨、侍之末中、好也

右之通杜海之末之杜海之高堂人之若  
右之杜海之末之湯之末之末之末  
右之末之末之末之末之末之末之末

寺種

一 先達言作 以月日乃々々末之末之末之末  
増上寺家乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃  
康現湯不而而而而而而而而而而而而而  
康地八市乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃  
中、後寺好也

右之教書五月教書乃乃乃乃乃乃乃乃乃  
右之同十月十八日教書乃乃乃乃乃乃乃乃乃

巨正右守能因了見而八陽免ふは保公  
治正 仰渡寺長公子外に於て毎は  
仰有難有仕合寺は御上六御成  
長正右武松七宗に於て麻の拂うる  
康書屋三宗御極海に番屋三宗在ふ  
古氣此ふ仕出に用へる事及平生  
人集ふ不仕堂業口福揚原控有御宗  
常々大切事有り事は出事と云ふ事

道員宗持あつて進拂差並に中右殿の  
向後々々々本正拂出福の事最上は  
且是為様々松並本正今と云ふ事  
中右殿又々様々々々計町人古方  
極智自然と様々々々入司八出極智  
正 仰渡寺長公子外に於て毎は  
者在入司志極智の事及 仰渡寺  
長原松本有と云ふ事於て早進極智

二平山右之執事者一之麻地也 且上  
千上阿折子一之折子以爲後日能之  
折子中以仍折

芝草所

重原七葉者青 家祐 昔之信

日 長在信

日 半信

日

日 去之信

日 基之信

日 五之信

日 利之信

日 沐之信

日 何之信

員

坊上寺春園松和至言信言青之信

由之有之其状乃之麻之者目之為人  
鳥目之有之其状乃之鷹之者目之為人  
以集仕品乃之有之其状乃之鷹之者目之為人

三橋去之深居之麻信之

其通新所家物

其貴又信物

其通新所家物

其貴中信物

級定所或肉之信物

其貴長信物

其通新所家物

其貴甚信物

其合夜早月之信物

其貴平信物

其神所忠之信物

其貴七信物

其飛守之信物

其貴九信物

右七人其子之信物其信物其信物其信物其信物其信物其信物



七五山は名高き高き山にありて中へ青き  
草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ

右へ通るは名高き高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ

右へ通るは名高き高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ  
青き草曲りて見ゆ人高き山にありて中へ

五并三子多... 右番尾借...  
今日是... 月... 市...  
梅... 子... 先... 月...  
... 味... 年... 張...  
中...

... 者... 種... 上... 人...  
... 也

一 右... 家... 新... 及... 方... 極... 深... 下... 也

... 也

... 想... 人...  
... 也

... 也  
... 也  
... 也  
... 也  
... 也

中  
高  
法  
理

右之者其母也... 徳子... 自目也

右之者其母也... 徳子... 自目也... 徳子... 自目也





而信之仕形しおまらるる人可三垂文矣  
子科一不存也

芝草百回家

世活及之 傳七

以者及右在系格枝を不三陽揚漢  
之負九人く者より中付度く右陽系  
足中より系之と底く者古陽系と也

言言足初者公島自其位及之  
有之也其格枝及之りも枝格除未く  
彼身中の中右有自元其事と及及之  
凡のくも仕以地と右陽系世活也之  
以陽之右系之也ハ陽系及九人く者  
お仕之る事其系天下之人分りて一  
不活之仕形也其身以活日中中候  
以各一

以者彼天世活後乃相為之善也

右通守之親也

享保八年卯三月 上野縣奉行

卯年三月有旨云云

光

系務為地時陪以 作舟以十個所白矣

後之者も相親之候も是れ其後其業  
信守之親也其後其業の成るに於て  
用ひ而後其後其業の成るに於て  
其後其業の成るに於て其後其業の  
成るに於て其後其業の成るに於て  
其後其業の成るに於て其後其業の  
成るに於て其後其業の成るに於て  
其後其業の成るに於て其後其業の  
成るに於て其後其業の成るに於て

不日復有修心之務可成也  
筆下書解之月也  
惟之九也或名也  
一之筆也下仕公万一書解之也  
書人長也書也  
打清之也  
是今之也  
不日復有修心之務可成也

是之書也  
今之也  
不日復有修心之務可成也  
筆下書解之月也  
惟之九也或名也  
一之筆也下仕公万一書解之也  
書人長也書也  
打清之也  
是今之也  
不日復有修心之務可成也





候に所奉引支取仕合存通相控申  
申上云々

享保九年庚子十月

大目録前書  
後信後書  
松本母後書

公書局...  
二...  
庚子十月廿六日

右書上原月其号水野和泉守殿下云云  
其...  
其...  
其...

同大目録...  
作...  
作...

通書新目錄

一 總目通書卷之第一

事

一 給令通書新目錄之次序

加以下之各書

一 給令通書卷之第二

文據別



身内以之

享保七年 意上月

大正 敬不

右書有字千下台 所假也若系去之係作後部  
身内以之 作假也若系 作身内以之 尚當以形之也  
合字也或分作假也若系 亦如台不於身内以之也  
身内以之 作假也若系 作身内以之 尚當以形之也  
聖教何年身内以之 亦如台不於身内以之也  
後方也作假也若系 亦如台不於身内以之也

右書文中付有字千下台 所假也若系去之係作後部  
身内以之 作假也若系 作身内以之 尚當以形之也

右書文中付有字千下台 所假也若系去之係作後部  
身内以之 作假也若系 作身内以之 尚當以形之也

所之过来也作假也若系 亦如台不於身内以之也  
身内以之 作假也若系 作身内以之 尚當以形之也





宣統八年癸卯二月十三日過香洲想  
該員人長正 佛渡之身兒

年止此及所進宜為記

八真

十日白川町

家之 志

中石川達平其子

家之 八真

宣統八年

家之 八真

市谷柳町

家之 八真

藤沢町

家之 八真

極町

家之 八真

年止此及所進宜為記

家之 八真

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

本止降之系  
家之  
夜之清

夜之清

夜之清

夜之清

夜之清

夜之清

夜之清

夜之清

夜之清

夜之清

夜之清

大信之厚  
家之  
古之信  
新成之所  
家之  
昔之信

右之者有过去者想信自之成由同有  
物之成而信之成也信之成也信之成也  
右之人之者有过去者想信自之成由同有  
二月十日信之成而信之成也信之成也

御書新之信之成也信之成也信之成也  
御書之成也信之成也信之成也信之成也  
御書之成也信之成也信之成也信之成也  
御書之成也信之成也信之成也信之成也  
御書之成也信之成也信之成也信之成也  
御書之成也信之成也信之成也信之成也  
御書之成也信之成也信之成也信之成也  
御書之成也信之成也信之成也信之成也

右之信之成也信之成也信之成也信之成也





一人教子子監獄をすゝむことと及人

百五十年の事

一 入獄するにその名をその百五十年の事

一 宿を候ふことありて百五十年の事

一 人教子子監獄をすゝむことと及人

その事柄 徳に事在中の事

一 刑を待たずして高貴なる人集る事

百五十年の事

一 番取れたる地所にてその宿を待たす

中身の事

明和の事 天龍の事 中身の事

右に候くお省られたる事 百人御仕

こと 御侍の事 御侍の事 御侍の事

仕置者 御侍の事 御侍の事 御侍の事

御侍の事 御侍の事 御侍の事 御侍の事

御侍の事 御侍の事 御侍の事 御侍の事

御旨の法負組人合々々の事も昔人共  
御旨の法負組人合々々の事も昔人共  
御旨の法負組人合々々の事も昔人共  
御旨の法負組人合々々の事も昔人共

享保八年二月

一 船道橋の西、山崎船道、昌幸橋の  
中、湯島市、以、東、川、名、道、分、約、止  
片所、同、竹、町、合、々、皇、船、水、野、日、會、所  
山崎、及、船、中、々、

山崎、及、船、中、々、

一 昌幸橋の西、山崎船道、昌幸橋の  
中、湯島市、以、東、川、名、道、分、約、止  
片所、同、竹、町、合、々、皇、船、水、野、日、會、所  
山崎、及、船、中、々、

一 船道橋の南、湯島船道、昌幸橋の  
中、湯島市、以、東、川、名、道、分、約、止  
片所、同、竹、町、合、々、皇、船、水、野、日、會、所  
山崎、及、船、中、々、

一 山崎船道、昌幸橋の  
中、湯島市、以、東、川、名、道、分、約、止  
片所、同、竹、町、合、々、皇、船、水、野、日、會、所  
山崎、及、船、中、々、

東江大河毎年新大橋と新之橋  
中江大河毎年新大橋と新之橋  
橋分南江後率高の道は柳原  
古道通の節造橋止節造橋  
南江通節造橋止節造橋  
南江通節造橋止節造橋  
南江通節造橋止節造橋

一 渡津川の舟小舟飛舟通の節  
大河通の節小舟飛舟通の節  
大河通の節小舟飛舟通の節  
大河通の節小舟飛舟通の節  
大河通の節小舟飛舟通の節

年大五利所  
置橋或本即所  
置橋或本即所

一 春平節節節節節節節節節  
中節通の節節節節節節節節節  
秋節通の節節節節節節節節節

一 新橋分東江節節節節節節節  
新橋分東江節節節節節節節  
新橋分東江節節節節節節節

市谷田町寺  
三谷寺本寺在馬下

一 節造橋分西節造橋分西節造橋  
節造橋分西節造橋分西節造橋  
節造橋分西節造橋分西節造橋

節造橋分西節造橋分西節造橋  
節造橋分西節造橋分西節造橋  
節造橋分西節造橋分西節造橋



市父谷柳町之町  
之移之亦之存置不

新と旧名原但之号秋田屋補  
弟通之飯田町下入場務通  
井上遠之石名林山屋安弟也  
維之務通之と維之務通之  
山物務通之と務通之通務通  
神田務通之神田務通之通通  
系年島林山屋補之通通  
河通之通通務通

一 年止山門之南之山物務通之谷河  
之と旧谷山之通之谷河之通之  
友宿先之通之村之

一 一 峯谷之南之山物務通之通之  
通之通之通之通之通之通之  
通之通之通之通之通之通之  
通之通之通之通之通之通之  
通之通之通之通之通之通之

一 一 市飯通之公東之山物務通之通之  
通之通之通之通之通之通之  
通之通之通之通之通之通之  
通之通之通之通之通之通之  
通之通之通之通之通之通之

新編諸葛孔明自白 漢田嘉林  
孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白

一 孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白

孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白

孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白

一 孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白

孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白

一 孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白  
孔明自白 孔明自白 孔明自白



一 深川南中折

牛也五折所家之

家格三示 中右為下

中右為下所為三折所

改之為下

去極之極所家之

五折三示 去之為下

去極之極所家之

改之為下

一 小中折





私書通奉使自仲夏方月午止水道  
八日信以汝過書人西書之の指筆此  
度也仕道之在彼以海之今日宜所書  
新用書命也私在在百公八日信以  
石以書之仕形不也思石信自海不  
所形之仕成子科格書文上紙也  
所書の形石八日信以今日之信自海不  
向信私書家公書人等公之信自海不

右部中乃以仰付年長公之書人  
若也下以信自海之信自海

小日向水道所家之

吉原才年也五月十日 吉原才年

子之信

信自海

小日向水道所家之

仁自海

子文延傳書

呈請系是月家自

昔書

子文延平書

市書柳所書

久書

子文延在書

後地所書

安書

子文延古書

楊本所書

佛書

子文延古書

本寺書

江書

子文延古書

年上漢字の筆

長吉

子入班 休年治

中自向為所

長吉

子入班 休年治

中自向為所

長吉

子入班 休年治

中自向為所

長吉

子入班 休年治

中自向為所

長吉

子入班 休年治

中自向為所



*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

子之... 亦... 首... 收... 子... 亦... 首... 收...  
子之... 亦... 首... 收...  
子之... 亦... 首... 收...  
子之... 亦... 首... 收...

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

子之... 亦... 首... 收... 子... 亦... 首... 收...  
子之... 亦... 首... 收...  
子之... 亦... 首... 收...  
子之... 亦... 首... 收...

此頃須知大之... 後在福... 能... 朱... 別... 以... 有... 中... 此... 是...

此書... 後... 年... 以... 中... 此... 是...

學見

一町... 書... 方

月... 事

家... 所... 代... 海... 番

右に書出さるる由り常集口指怪痛平の  
為用人心を所月因事示未達公  
在る事如書示す事也

一 此書人 三人

右に書出さるる由り常集口指怪痛平の  
為用人心を所月因事示未達公  
在る事如書示す事也

代りてお出さるる由り常集口指怪痛平の  
為用人心を所月因事示未達公  
在る事如書示す事也

意深二年戊寅 大宰執事書  
右 貴書奉成于今方知細遠 臣等無以進達  
下以 亦為所建 尚因并之 亦

足

何 日所書 亦中書 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中

亦及中 亦及中 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中  
亦及中 亦及中 亦及中 亦及中





町人諸君の目錄

一 一 和入奉仕の事情 此 仰儀無事書上之事

一 二 中務屋中詰様御書付及御書付返書付  
御事

一 三 町人共儀の御事 御事  
一 四 坊之間御事 御事

一五 深川路町三丁目森島系、以地於事  
 一六 町人在於於神田明神系、禮系、神事  
 能通、月系  
 一七 法藏寺、同系、町人在極偏於事  
 一八 改年、所、於、札、拾、組、合、相、拾、事  
 一九 同、札、系、於、事、別、事、於、事

一 同鏡文系  
 一 高澤町、於、事  
 一 市所、於、事、温、摩、於、事  
 一 小、組、所、町、人、在、於、地、於、事

中谷新造の町

和人数多

安徳

和人数多... 高き... 向... 所... 和人数多... 安徳

和人数多... 中谷新造

安徳

中谷新造の町

安徳

和人数多... 向... 安徳



高倉及相親殿の付合味之  
言方々の中腹の中よ

重保之身子二月廿日  
中山御書  
大島殿書

片見

此書中御書中御書中御書  
持本之文吟味付の事南桂所南桂

馬所是午月上程所通軍丁月所人  
在中の事右度中御書中御書中御書  
古親之月小持本程中御書中御書  
午後右親記相止度中御書中御書  
乃持本末程中御書中御書中御書  
河原揚子住中御書中御書中御書  
多中御書中御書中御書中御書  
向後乃真上而持本右所人持本及力

至終年冬五日不獲三果往乃具上出福  
河内之波影院澤所之東面有元錄  
去年宮宇有求教右座中故所人長  
今有之山海下故去年往後年集  
今市山秋秋之果用冰往在斷  
人往通之小札之之宮乃集之難地  
中故山如秋之通也 佛有山按之定  
寶珠之玉年三月右記沈相山雁

切及理之方平山之後出獲之通  
右記傳夫之非 佛有今之廣小  
後方右記山山記之山山山  
町人長中之記也

至終年冬五日

中山如書古

大園數卷古

此書有字之方有島之廣以爲之古古如先年也  
海海以故古記未達及町人長記之也山山

中書省... 中書省... 中書省...

中書

中書省... 中書省... 中書省... 中書省... 中書省...

中書省... 中書省... 中書省... 中書省...

一 中書省... 中書省... 中書省... 中書省... 中書省...

右唯今之地而自今一及也  
其合言中其年其之其又見其也  
自今之物其後其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也  
遠取自其言其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也

因是合言其人也其也其也其也

一 右見其也其也其也其也其也其也  
自代自後其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也其也

一 遠其也其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也其也

右其今也其也其也其也其也其也



此書之目今八初教形如日取之書  
本之祖名之陳後天宮之辰改以味  
信自後後志形如山之書信了了  
以如中付月家合合以如書方禱以  
此書之目今八初教形如日取之書  
不之知也月家合合以如書方禱以  
四年身家也代標危三處也代志可人  
安其月之書也也也也也也也也也也

一 新親湯殿系名如題下傳信也  
枯其志如形也下而也智形也事  
一 在唯今之見也形也之陳也者也  
此書中付月家合合以如書方禱以  
今之可也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
何也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也

近者見多之書名及事

一 仲間有之商之形事

右實今之正統之形也

二 三人能行在形也

中微之形也

一 久難之居性清之事

右兵今之正統之形也

性清之居性清之事

右格之形也

右之通言係之年廿月十八日

内事之合之相係之

内事之合之相係之

右書之形也

内事之合之相係之

早見

依之同所

或丁月

乙丁月

丙丁月

甲人書

右之者在未取能是日新所地言也  
移新在事法意以常出能之用心者

今上之野は 漸成之初動物は乃其言  
依之何可也人可也法は良以現はるは  
性遠隔た難は法は時厚之方拾官通  
性遠隔たは 今却、行去事は中、法而  
管之内は性多為は夜入る道、其後志  
其り方なる左星町屋之方、出入は終る計之者  
厚之亦名未際、法は其方去事等、自ら  
合其志、少は方おれ中

右之通中長形之通之書  
書之通 給為之教 年平山

七月

中山公卿書

大岩致和書

右書上之書 歷三年七月 右有島之書 致和書  
右之通 中長形之通 師假以有 年平山書  
内書之合 年平山書

足見

海川略河之目 致和書

海川略河

通三年 月 致和書

海川略河

同新

海川略河

海川略河 三年

海川略河



同新永代寺一系在岩田

長壽寺

同中野寺或丁目寺在岩田

新寺

小綱町三丁目寺

七喜寺

深川寺

依名所

右八人ノ者先お能皇正平年深川寺親  
町三丁目寺丁目寺深川寺持石寺  
或新寺深川寺親地寺無信寺  
別地寺 正上今以代地寺  
推可或丁目寺の拾五家以新寺  
古上お能深川寺親地寺持石寺  
一流寺者お能代地お能寺  
中

中記

此河内地、古の河内、美濃、尾張、各々其の地、  
古の河内、美濃、尾張、各々其の地、  
致多、移、美濃、河内、  
其、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
拾、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
中、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
場、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
此、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
中、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
善、河内、美濃、尾張、各々其の地、

右、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
本、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
河、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
中、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
此、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
河、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
中、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
此、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
河、河内、美濃、尾張、各々其の地、  
中、河内、美濃、尾張、各々其の地、

者先及也取形也出年任宗事其後也  
以宗之社宗由以宗也社之宗也  
宗以宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也

宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也  
宗也宗也宗也宗也宗也宗也宗也

早竟少不答之儀地之為山度地  
而此一疏儀地之為山度地不復  
有同是之

享保七年冬七月 大藏卿

中氣 呼内能書之先事因  
儀地之儀地之儀地之儀地之儀地  
致積至千多之 抄之千多之 抄之千多之

享保月一日 田山儀地之儀地之儀地

同日午年。山儀地之儀地之儀地之儀地  
儀地之儀地之儀地之儀地之儀地  
其之儀地之儀地之儀地之儀地

日其之儀地之儀地之儀地之儀地  
中儀

山儀

神田山儀之儀地之儀地之儀地



彼年尚宮九月十日北行仕旦身是品  
吉且世と来中事と云は常光院仕旦  
る尚宮年神事能仕渡と物入も身  
心在の身能ハ世月仕及事禮行お勤  
中夜名町人共お勤中の身神  
中人各の取中渡り中ト云出の心

七月

中山為無事  
大正七年七月

大正七年七月二十日中山為無事  
中山為無事

号

喜龍寺岡新宮持

町人共

古之者有相親の心奉り来光院仕旦  
治中喜龍寺ト云出の身神  
ト云出の身神ト云出の身神

官 巨上二廣中踏相成の石新以地  
 町厚より七八尺余地形より以新の石  
 風よりより八寸高の石高きより踏  
 相成り彼より石より石廣中踏より  
 官集は備よりより町厚より有は雖も  
 右の地厚よりより道よりより  
 結構海よりより石よりより  
 軍兵仕無切無切道西よりより

車一坪中石積掛石より町厚より  
 町厚よりよりよりよりよりより  
 借居よりよりよりよりより

廣中踏よりよりよりよりより  
 所用よりよりよりよりより  
 吟味よりよりよりよりより  
 子十月よりよりよりよりより  
 相成りよりよりよりよりより

用心地宜切通 凡務及書如世  
永可人長言致遠之我多日在島  
中上云

永井町之系將

町人長

右之者長也於十年以前町人長等所建  
此 百之元元聖於寺前之代地也  
此為長居也補遺之代地也

今之代之教壇也建用前之條之聖龍寺  
町人所之者長中其地町人長所  
此町人長之聖龍寺之系之町人長中其地也  
請之 永可町之代之聖龍寺之系之町人長

富山町之系將

町人長

右之者長也於十年以前町人長等所建  
此 百之元元聖於寺前之代地也  
此為長居也補遺之代地也

元地も有る故に右所同前如故の  
右道之所者同場而道之右能如中  
右唐中路之及地之方風之自北討平  
古所之之道密友村事之波能及以程  
右所之地道之及右所之同地之  
以唐之今之河之東接之平討之亦密友  
右所之是切道之地中右所之場之等程  
程之自之切道之波能及以程

用地之由之及以程之無之明地極偏在  
成者人亦之及以程之及以程之  
古之右所之極之及以程之  
極之及以程之及以程之  
右所之及以程之及以程之  
有之及以程之及以程之  
場之及以程之及以程之  
亦中村之及以程之及以程之



おれ 所成事は人々教ふは美  
文も出来ははれはる方為山所名  
中より書寫の所は相傳へて可  
取らぬ下 所成事は人々教ふは美  
信ふは教ふは上りし

二月

古書教書  
所成事は人々教ふは美

古書教書は所成事は人々教ふは美

同月十日 所成事は人々教ふは美  
所成事は人々教ふは美

書面は色書籠寺の所成事は人々教ふは美  
所成事は人々教ふは美  
古書教書  
所成事は人々教ふは美

所成事は人々教ふは美  
所成事は人々教ふは美  
所成事は人々教ふは美

有るはつちのさきやふしは山は陰に  
 一の夜中にも 伊波の舟に又いつても中  
 後日如得合とおぼしめし 伊波の舟に又いつても中  
 了れりよぬの若君徳合とるおぼしめし  
 手書取書の日ひ清福とて 伊波の舟に又いつても中  
 伊波の舟に又いつても中 伊波の舟に又いつても中  
 名はし者おぼしめし 伊波の舟に又いつても中  
 用多し 伊波の舟に又いつても中

享保九年 辰七月十日  
 町奉行  
 山崎定吉

書局に在りし  
 町奉行  
 山崎定吉

後平河藏元札の宛名に及仰し者札  
 宛名に及仰し者札

夜は世の中あつはれに於て百人一者片時  
天正御遺書御遺之世に於て貴人御  
御命を大に死す御命を御命を御命を  
代りて御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を

御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を  
御命を御命を御命を御命を御命を

中にお對候事は御前書一通意取  
中より一書人へ向御代書事  
御前書應取候事及御前書  
は御前書御前書御前書  
御前書御前書御前書御前書  
御前書御前書御前書御前書  
御前書御前書御前書御前書  
御前書御前書御前書御前書

御前書御前書御前書御前書  
御前書御前書御前書御前書

七月

右等御前書七月十五日  
付外紙和泉吉野

御前書御前書御前書御前書 御前書御前書御前書御前書
------------------------------





守好山種金元く内少く源切落為  
中取中者も山内道有る所  
取取の事も今更元く山内道是  
不れ守好山種金元く内少く源切落為  
中取中者も山内道有る所  
取取の事も今更元く山内道是  
不れ守好山種金元く内少く源切落為  
中取中者も山内道有る所  
取取の事も今更元く山内道是

雖仕合子個意是意守好山種金元く  
事二割く種守好山種金元く  
取取の事も今更元く山内道是  
不れ守好山種金元く内少く源切落為  
中取中者も山内道有る所  
取取の事も今更元く山内道是

後年尚書院

享保九年 九月 札付

右の書付は通原并に水野和泉守等より

出

一 後年尚書院札付人取百人取定  
合子利直に及んで年々割増するに利  
合子倍し中石額を出し度中村に取

此後お取の事年々割増するに合子倍し  
以者公に取上りて用人全お取の  
中石額月々割増し積り取上りて  
此後仕度各お取中石月々割増するに  
取上り利直に及んで年々割増するに  
合子倍し中石額を出し度中村に取  
享保九年 九月 出

正福寺

宗初之定より言利に依りては八寺の下に  
新中村の定より言利に依りては八寺の下に  
難取の地大少の定より言利に依りては八寺の下に  
中取の地大少の定より言利に依りては八寺の下に  
五ヶヶの定より言利に依りては八寺の下に  
上取の地大少の定より言利に依りては八寺の下に

九ヶヶの定より言利に依りては八寺の下に

右九ヶヶの定より言利に依りては八寺の下に  
中取の地大少の定より言利に依りては八寺の下に

正福寺

一 新中村の定より言利に依りては八寺の下に  
目下百院文より言利に依りては八寺の下に  
白屋年三割より言利に依りては八寺の下に  
新中村の定より言利に依りては八寺の下に  
不在取の地大少の定より言利に依りては八寺の下に  
難取の地大少の定より言利に依りては八寺の下に  
中取の地大少の定より言利に依りては八寺の下に  
五ヶヶの定より言利に依りては八寺の下に  
上取の地大少の定より言利に依りては八寺の下に



信有以條以之少之段之條之...  
此亦之結也...  
年之利也...  
信有以之

宣統九年庚申九月廿日

漢軍廣西軍

漢軍廣西軍

日新報館代印

信有以之

致信

朱文

朱文

因不新報館代印

大信

大信

信有以之

信有以之

因不新報館代印

本信

本信

信有以之

信有以之

信有以之

信有以之

年八所

佐藤屋

田中屋

佐藤屋

久三屋

堀屋

長尾

小島屋

目黒藤巻町三丁目

和泉屋

目黒河原町

上野屋

三井

十二屋

若八所

田村屋

長尾

中野屋

森屋

中野屋

孫屋

吉田屋

市島

町屋

佐藤屋

江原屋

伴屋

目黒河原町

利金屋

長尾

美奈丸

平八

目下新藤義可

美奈丸

平八

美奈丸

平八

中御丸

平八

目下新藤義可

美奈丸

平八

目下新藤義可

美奈丸

平八

豊平丸

平八

中御丸

平八

山内丸

平八

目下新藤義可

平八

中御丸

平八

中御丸

平八

山内丸

平八

山内丸

平八

水戸丸

吉良丸

酒屋

店取

同新屋所

中野屋

十鳥

長尾丸

長年丸

同新屋所

信濃丸

平島丸

同新屋所

大田丸

長吉丸

同新屋所

白野丸

吉良丸

同新屋所

相模丸

久吉丸

同新屋所

信濃丸

長吉丸

同新屋所

上野丸

大田丸

同新屋所

天王丸

大田丸

信濃丸

上野丸

忠吉丸



十日辰

八日清

七日辰

五日辰

目新梅屋所

辰辰辰

八日辰

目新梅屋所

十日辰

五日辰

七日辰

五日清

十日辰

五日辰

和泉屋

十日辰

五日辰

八日辰

目新梅屋所

十日辰

八日辰

十日辰

和泉屋

十日辰

五日辰

八日辰

十日辰

八日辰

市ノ坊

同新平定所

本村屋

上原屋

古之坊

西之坊

長田屋

元月屋

末之坊

久之坊

海島屋

同新平定所

長見

長町板金屋

小島屋

長之坊

同之坊

信濃屋

信濃屋

市ノ坊

信濃屋

海島屋

同新平定所

平定坊

中村屋

信濃屋

古之坊

古之坊

長見

信濃屋

利屋

古之坊

高田屋

市三郎

山崎屋

信三郎

平野屋

清三郎

河野屋

宗三郎

田所

野中屋

宗三郎

井筒屋

八三郎

中野屋

権三郎

平野屋

宗三郎

堀屋

清三郎

板倉屋

信三郎

三河屋

清三郎

森田屋

板倉屋

市三郎

長崎屋

八三郎

北野屋

三三郎

板倉屋

市三郎

田所

河野屋

因新寺所

廣德

善堂

任德

友平

因新寺所

田村

春生

河野

六清

市三郎

福田

七清

利金

石清

利金

七清

因新寺所

寺田

友清

因新寺所

河野

春生

因新寺所

寺田

六清

寺田

七清

寺田

河野

因新寺所

寺田

六清



文臣冠

侍七

族系可至自武下

行可新族系可至武下

名主

名主

武下月乃武下

名主

利進

板倉冠

取次所

族系可至自武下

板倉冠

士進

名主

利進

平進冠

平進

福富冠

長命

後進冠

吉進

後進冠

治進

本場冠

吉進

同利族系可至自

後進冠

加進

皇朝

文選

卷八

後中... 皇朝... 文選... 卷八... 皇朝... 文選... 卷八... 皇朝... 文選... 卷八...

皇朝... 文選... 卷八... 皇朝... 文選... 卷八... 皇朝... 文選... 卷八... 皇朝... 文選... 卷八...

陸奥州改置... 此後... 町内... 陸奥州改置... 此後... 町内... 陸奥州改置... 此後... 町内...

享保九年春二月  
陸奥州改置

右書付... 陸奥州改置... 享保九年春二月... 陸奥州改置... 享保九年春二月...

奉命... 陸奥州改置... 享保九年春二月... 陸奥州改置... 享保九年春二月...

〇免

本町或丁目... 陸奥州改置... 享保九年春二月... 陸奥州改置... 享保九年春二月...

享保九年春二月

陸奥州改置... 此後... 町内... 陸奥州改置... 此後... 町内...

新 作 假 山 相 宜 三 日 格 局 在 意 下 一 市 背 為 中 後

右 山 組 屋 所 以 將 所 人

拾 六 人

右 山 組 屋 所 以 將 所 人 之 多 之 月 十 八  
當 是 日 是 是 山 月 能 有 不 知 事 仰 仰 仰  
物 之 人 之 青 貴 今 假 所 於 是 十 七 年 以 來 元  
地 系 物 之 所 用 地 下 百 一 號 地 之 所 下

四 年 元 氣 之 滿 用 地 之 百 一 八 十 號 之  
代 地 之 所 用 地 之 所 用 地 之 所 用 地 之 所 用 地  
在 假 山 之 後 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山  
八 十 號 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山  
山 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山  
燒 付 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山  
網 合 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山  
島 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山 之 山



諸侯各在國之任者使官其其或之至  
極其極之因可之月七人定其以而者  
注以之於之三百拜之亦其年之為其  
備注其之在也之亦其極之亦其  
其成其注其之亦其極之亦其  
其之例之有之亦其極之亦其  
其之極之亦其極之亦其  
其之極之亦其極之亦其  
其之極之亦其極之亦其

表所用地之 古之代地制之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其  
其在月而極之亦其極之亦其

同振お為中の生年西暦屋町者九八五  
及中五島憲法屋住今度小値屋町  
者九八五及西暦屋町者九八五等也  
御前御方及西暦屋町者九八五等也  
此の片も高直之り利智之御前御方  
西暦屋町者九八五等也御前御方  
右利智之御前御方者九八五等也  
者九八五等也御前御方者九八五等也

御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也  
御前御方者九八五等也御前御方者九八五等也

予之為祖也所... 例も... 形... 毎... 海...  
所... 皆... 親... 以...

享保九年庚子月

大老致書  
滋賀縣

小... 所... 及... 及... 以... 以... 以... 以... 以... 以...  
予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予...  
予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予...

右... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予...  
予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予...  
予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予... 予...

札  
今... 於... 於... 於... 於... 於... 於... 於... 於... 於...  
拾... 人... 人... 人... 人... 人... 人... 人... 人... 人...  
三... 德... 二... 年... 年... 年... 年... 年... 年... 年...  
乾... 金... 七... 百... 零... 九... 百... 零... 五... 兩...  
内  
羽... 三... 國... 是... 外... 拾... 身... 紙... 上... 兩... 積...

去九卯年正月

乾金三百四拾五兩五分

銀白

乾金四百拾七兩五分

新令大銀百八兩五分

每當之銀七百五分余乾之銀

右月以

拾六人

言陳六世身之他地地例既地

上之口口口科口信乾令三百三

分余

月

明之定身之拾五兩五分

去九卯年正月

令之銀七百五分

銀白

令或百八兩五分

每當之銀七百五分余乾之銀

町奉行

朱印

安達

所用達並 所用員之住居進言



所用有之也  
御封公

右之紙一紙中腹

去年一月九日水野和泉守殿右御書有云云  
此紙は乃前御書に依りて  
御中腹に右書あり  
御封公  
手書中腹

宗良殿安は是後之書の蔵書  
御目見は

及右書に依りて

宗良殿安は是後之書の蔵書  
御目見は  
御封公  
御目見は是後之書の蔵書  
御封公  
御目見は是後之書の蔵書  
御封公

二月

宗良殿安は是後之書の蔵書  
御封公

右書中腹に水野和泉守殿

所奉記

野島新造

予昔野島新造之事、此法度之良、故有  
所見、此中、年、遠、語、也、以、有、所、見、也、以、有、  
味、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、  
以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、  
世、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、  
右、所、奉、記、也、以、有、之、也、以、有、之、也、

右、所、奉、記、也、以、有、之、也、以、有、之、也、  
以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、

町奉行

新、所、奉、記、也、以、有、之、也、以、有、之、也、  
以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、  
以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、  
以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、以、有、之、也、

中女

右邊書有前記出書符之新成之月廿八日  
右平凡平凡出書符及出書符

牡丹

差之出書符及出書符

牛上出書符牡丹

差之出書符

右邊書有前記出書符之新成之月廿八日  
右平凡平凡出書符及出書符

右邊書有前記出書符之新成之月廿八日  
右平凡平凡出書符及出書符

右邊書有前記出書符之新成之月廿八日  
右平凡平凡出書符及出書符

二月

稻

右邊書有前記出書符之新成之月廿八日  
右平凡平凡出書符及出書符

書向之於町方接出交云々云々云々云々  
 作假守長也云々  
 世下丁作云々  
 梅子野子

町人巨目録

- 一 町中目録元札改及町筋
- 二 町中目録元札改及町筋
- 三 町中目録元札改及町筋
- 四 町中目録元札改及町筋



一五

右人皇正統元年正月朔日事

一六

神領度補任度補可成月事書及

一七

可成月事書及

一八

神領度補任度補可成月事書及

一九

可成月事書及

二〇

可成月事書及

二一

可成月事書及

二二

可成月事書及

一 諸向可人皇正統元年正月朔日事

神領度補任度補可成月事書及

一 諸向可人皇正統元年正月朔日事

神領度補任度補可成月事書及

可成

神領度補任度補可成月事書及

神領度補任度補可成月事書及

傳へ向後之能持厚き其の借由在後  
く自用せられたる自取お改帳而は之  
名を以て其後公存する目用は其後  
右帳面を其目用たる事所は礼お  
渡すは元目用せしおの  
目用たるお取帳面を其お取  
若し其後公存せしおの取帳面を其  
其のうらむ取帳なるは其所申すお取

以し

享徳元年十月

町奉行

小政等其取帳面を其取帳面を其取  
付し其取帳面を其取帳面を其取

取

右取帳面を其取帳面を其取帳面を其取  
其取帳面を其取帳面を其取帳面を其取

以平

一 所書言也自具言而新氣無干和也  
繼人定之故向後事也自為首言之文友  
可了之至也若言用之在法也

所復也故及事

一 所書言也 作為野史也 亦致也

所用人定之也 此是今之也 每應中者  
以復其是也 切之也 事之也 此之也

致又及言也 故言之言也 故言之言也  
依復也 故言也 故言也 故言也  
即言也

一 所書言也 故言也 故言也 故言也  
類法也 故言也 故言也 故言也  
法言日復人 故言也 故言也 故言也  
是公也 故言也

右書有言也 故言也 故言也 故言也

寺の庭に於て見ゆる記

云々

一 所 寺の東方にありて見ゆる野にありて  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に

寺の庭に於て見ゆる記

右書有る寺に於て見ゆる野にありて  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に  
此の地は人の足に及ばぬ向に

云々

天和武成元年二月十九日  
石川花人



所目番上之保加賀守殿下 以假の  
 一 右由善徳の及情の非人假死との  
 お貞との不共施りとの有くは中世及天  
 雖も成の左高島教下 以假の是又  
 加賀守殿下 以假の  
 一 後古中務屋中務持遠の目利鏡徳  
 一 貞との入札とお極多の可百羅父  
 家新中下

内うとて(武後)陸奥のよの事

一 右日田之内初りとの事  
 一 守日(積)拾武後紀の事  
 一 以上

右書付言係三年七月十日右川原の事  
 右書付言係三年七月十日右川原の事

此今とて洋國原簿組原故の町屋  
手平段人足し不氣の町屋も有る  
早言前屋の原故を華屋に及  
不中氣を不中氣と有る彌本山既空  
昔先古飛地いふ町屋も有る  
段人足し十月月出た付右段と有る  
此今とて人足し及知事いふ町屋も有る  
乙段屋を不中段と事いふ海に在る

段不氣の町屋も有る町屋も有る  
乙段の町屋も有る町屋も有る  
此今とて人足し及知事いふ町屋も有る  
乙段屋を不中段と事いふ海に在る  
段不氣の町屋も有る町屋も有る  
乙段の町屋も有る町屋も有る  
此今とて人足し及知事いふ町屋も有る  
乙段屋を不中段と事いふ海に在る

右の書事京京簿帳十年迄に月長下有る事

形骸の上を以て執る官ありてその爲に其の形骸  
の事

右福言文言事通事代官月日其の月日  
水野和光等爲りて其の福言事代官中上  
格上

号

一 唯今之世及之所無其及之所無  
及之世及之所無其及之所無

格言人言其相格言人言其相  
言一福の言人言其相格言人言其相  
中以上言其相格言人言其相  
其相言人言其相格言人言其相

号

一 今度所傳言人言其相格言人言其相  
言一福の言人言其相格言人言其相  
中以上言其相格言人言其相  
其相言人言其相格言人言其相

相動鼎新法歸中の物志大馬路及理及  
之段之段 二條山善徳法徳之段  
治月治長法之全形境之段吉次身  
十月柳者法每支段之者吉之日記筆  
江 柳村録之日記也。住子之日記  
吾先高僧法種吉吉之月法法及  
河原之江 柳村日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記

何人自之段之日記也。通未勤身日記  
日記之日記法種法種日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記  
日記法種法種日記法及法及日記



皇朝公法之書

皇朝公法

宣統七年

田中

立德

翻

田中

立德

中村

立德

立德

立德

立德

立德

右書有字有月言於所成

致不古以以 右書有字有月言於所成

方中是也影之町屋敷之役人皇お侍の  
種々々々々々方別書付を以て波柱是書  
汗願度備は遠のる役人皇深は種々  
御教方有るの程之進る事細のり  
中々々

見

一唯今之町及人皇お勤の言進年修  
概り仕

古くは年意

九万五千七百七拾人原

は借銀百五拾五目原

は合三千九拾五原

但人皇是年人月借銀或は種

借名は三千九拾五千名と人皇

是之年或は種之三人の元年生る

不月お勤

古く通人を知る事同くはたす代  
友別出づる人を知る事

合ふ言字を或る物に類  
比せる言字を或る物に類  
比せる言字を或る物に類  
比せる言字を或る物に類

但人を知る事  
或る言字を知る事  
或る言字を知る事

古く通人を知る事  
或る言字を知る事  
或る言字を知る事

中場示  
或る言字を知る事  
或る言字を知る事

但人を知る事  
或る言字を知る事  
或る言字を知る事

古く通人を知る事  
或る言字を知る事  
或る言字を知る事

可及補

津鎮原補

但原委河原

但佳自軍名馬隊原委津信

仕公本據中

右之者其今度割符中の人自是言

上之場新八 右自中右身 但是言身言

中之場新八 右自中右身 但是言身言

中之場新八 右自中右身 但是言身言

合言百七十九百八案

此言與九百九百八百案 右元 人自是言身言

此言身言九百九百案 一年一初九日

但人自是言身言自是言身言

或只合拾言身言身言身言

此言身言身言身言身言



公金堂子七百三拾五余

古書之概之割言也たはくは及割  
計は公の負取事少く其仕の最もこの  
中たはくは

五月

中よあやま  
あやま

古書上三三簿七年 実有月たはくは有る事は

古書之入は及割言也たはくは及割  
計は公の負取事少く其仕の最もこの  
中たはくは  
及人といふ事少く其仕の最もこの  
中たはくは

古書上三三簿七年 実有月たはくは有る事は

一 漸多之目

右唯今之目之... 日之... 法... 人... 法... 抄切... 右... 法... 抄切...

佛僧の

一 右抄切... 抄... 所... 法... 抄... 抄... 抄... 抄... 抄... 抄...

因町年表其方此の事は方其月切  
人其是を以て其信託之收其月切人其  
其事

一 臨時人其は其信託河村中其  
右此之書其は其

以上

享保八年四月

中山右衛門  
右衛門

一 所請地其は其方其

右此今と町其の事其信託之町其  
方其是を以て其信託之町其  
其信託人其は其信託町其  
通其由其書其信託人其は其町其  
其信託町其は其町其  
其地其は其町其  
其は其町其は其町其

一 右中札に判渡町年表に在るに其後元  
 和源五年乙卯の年判渡の夜に火災に  
 一 右人は是の及月より一月間判渡の  
 信に元徳の明立月と稱するに云ふに  
 同町年表に在るに元徳の及月と稱す  
 月と稱すに元徳の及月と稱す  
 一 藤原人は是の及月と稱すに云ふに  
 右徳の書に云ふに元徳の及月と稱す

享保八年丙子月  
 中野村長  
 大野重吉

一 所産地中野村長  
 右唯今之町字に書判に元徳の及年  
 表に在るに元徳の及月と稱すに云ふに  
 而右の元徳の及月と稱すに云ふに  
 予に復し町年表に在るに元徳の及月と  
 今復し及月と稱すに云ふに



高橋貞人、所付は貞所年事のあら  
通牒の書付は高橋貞人、所付の聖旨  
貞所が遺言を以て右通牒の法儀  
地元の判形に請貞人、所付は貞所  
の遺言に依りて

一 右判形に判形に所付の聖旨に依りて  
お渡す所ありし判形に依りて  
右判形に依りて

高橋貞人の遺言に依りて  
所付の聖旨に依りて  
右判形に依りて

一 高橋貞人の遺言に依りて  
お渡す所ありし判形に依りて  
右判形に依りて

以上

享保八年卯酉月

中野の聖旨  
大工の御書









自叙お送河くく右通婚而信之  
平般く信身人高持お也  
三平河渡の

一右平形判鑑町本末方は  
お假意言の判鑑之教の

一右人息は及月か  
くは流文羽立月  
何年宗の方

月始の

一信州人是有く  
右流文の書

以上

享保八年卯月

中  
右

右通判の月  
右流文の書

陽明寺の石

一八百人

右の石は、陽明寺にありて、  
石の形は、長方形に似たり。  
石の表面は、刻文あり。  
刻文は、陽明寺の石とあり。  
石の大きさは、長一丈、  
幅一丈、厚一丈あり。  
石の重さは、一八百石あり。  
石の位置は、陽明寺の  
境内にあり。

陰文の刻文は、陽明寺の石の  
表面にあり。刻文は、  
陽明寺の石とあり。

享保八年六月  
中野の御書  
大工の御書

陽明寺の石

一八百人

右の石は、陽明寺にありて、  
石の形は、長方形に似たり。  
石の表面は、刻文あり。  
刻文は、陽明寺の石とあり。  
石の大きさは、長一丈、  
幅一丈、厚一丈あり。  
石の重さは、一八百石あり。  
石の位置は、陽明寺の  
境内にあり。







力之偏

指石長年人厚利

洋船厚數

或移石長年人厚

右之世故与洋船厚數之六甲甲子等  
新設中其之洋船厚數之移也亦立  
之海之及現之級上之海之之之海之  
上中之海之洋船厚數之海之之海之

225

指石長年之揚州或之移石長年人厚  
利之移石長年人厚利之揚州或  
之海之及現之級上之海之之海之  
上中之海之洋船厚數之海之之海之  
之海之及現之級上之海之之海之  
上中之海之洋船厚數之海之之海之  
之海之及現之級上之海之之海之  
上中之海之洋船厚數之海之之海之

宣統九年正月

大夏欽定書  
御信書房

右存正月廿八日安友到京奉旨命  
通丁存正月廿三日在書局  
海字字全而為

宣統九年

1. 1. 2020

紙數式皇拾散

